〈経営管理権集積計画の作成等〉 別記様式第1号(経営管理権集積計画)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理	 集令7-1	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					那智朋		勝浦町長	堀 順一郎		和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地7-1-1		
番号	未刊/─↓ 	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									√ ∇ ≥≤ ₹₹ ∓⊞ ₽€	経営管理権	経営管理権に基づいて	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間(終期) (B)	行われる経営管理の 内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時期、 相手方及び 方法	備考
1	那智勝浦町大字熊瀬川字道嶋	327-1	46	□ 3	山林	0.87	ヒノキ	60	2025.12.1	2035.11.30	間伐	_	_	
1	那智勝浦町大字熊瀬川字道嶋	327-1	46	□ 5	山林	0.53	スギ・ヒノキ	83	2025.12.1	2035.11.30	間伐	_	_	
2	那智勝浦町大字熊瀬川字越坂	319	47	イ1,2	山林	1.21	スギ・ヒノキ	91	2025.12.1	2035.11.30	間伐	_	_	
3	那智勝浦町大字熊瀬川字越坂	319	47	□1,2	山林	2.76	スギ・ヒノキ	52	2025.12.1	2035.11.30	間伐	_	_	
4														
5														
6														
7														
8														
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所(同上) 那智勝浦町長 堀 順一郎											印			
権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所(同上)										ED				

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

			対象系	\$林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容			
1		所在		林班	準林班	小班	枝番	〈経営管理実施権が設定されない場合〉	
	大字	字	地番	7/1/2/1					
	熊瀬川	道嶋	327-1	46	П	3		○乙は、存続期間中に間伐を実施するものとする。なお、	
	熊瀬川	道嶋	327-1	46	П	5		施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は	
	熊瀬川	越坂	319	47	イ	1,2		控える等、生物多様性に配慮するものとする。	
	熊瀬川	越坂	319	47	П	1,2		○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の	
								森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視	
								によって判断できる限りで行う。	
2									

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受する事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実績権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実績実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権の対象とする森林

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除 く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林おいて(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち 当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは、乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定 された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出である場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実績権が設定されないときには乙が(経営管理実績権が設定されるときには経営管理実績者権が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

乙は、次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になった ときは、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10)損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰することのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (11)経営管理権の在続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12)甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13)その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



